

# 日本観光学会会則

## 第1章 名称と支部・本部事務局

(名称)

第1条 本会は、日本観光学会(The Japan Academic Society of Tourism)と称する。

(支部及び本部事務局)

第2条 本会は、「北海道・東北」、「関東」、「中部」、「関西・中四国」、「九州・沖縄」の各地方に支部を設け、本部事務局を次の所在地に置く。

神奈川県相模原市中央区淵野辺5-10-1

青山学院大学社会情報学部 長橋研究室

## 第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、観光に関する学術研究の進歩及びその成果の普及を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研究促進を目的とする学術研究集会(全国大会及び支部大会)の開催
- (2) 講演会及び講習会の開催
- (3) 会員の研究業績、その他を掲載する機関誌(「日本観光学会誌」と称する。)の発行
- (4) 調査研究及び視察会の実施
- (5) 学会賞の授与
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組織と運営

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、名誉会員、準会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的とする研究に従事するもので、その資格は、理事会の承認を得たものとする。正会員として入会を希望するものは、所定の用紙に経歴等を記入し、理事会に申し込み、理事会は提出された書類に基づき、厳正な審査により正会員としての適否を決定する。
- (2) 名誉会員は本会の運営に功労のあったもので、理事会が推薦し会長が委嘱するものとする。ただし、委嘱後の会員総会において、承認を得なければならない。

- (3) 準会員は大学院生(含む学部生)で、正会員と同様の手続きを経て、理事会の承認を得たものとする。準会員は、入会時及び毎年度初めに在学証明書を提出しなければならない。また年齢70歳に達した会員で、申請により会費(年額)半額が適用される会員は、準会員扱いとなる。
- (4) 賛助会員は本会の事業に財政的援助をなしたもので、理事会が承認したものである。また賛助会員は、代表1名を正会員として登録できるものとする。

(会員の権利と義務)

第6条 会員の権利と義務は、次の通りとする。

- (1) 会員は、本会の営むあらゆる事業に参加することができ、また本会の編集出版物について、無料配布または優先的配布を受けることができる。ただし準会員は、役員の選出・被選出の権利をもたない。
- (2) 会員(名誉会員を除く)は、第16条の定める会費を納入すべきものとする。

(役員)

第7条 本会の事業を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 顧問 若干名

(役員職務)

第8条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、会員総会の議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- (3) 理事は、学会運営に必要な事項を分担して行う。
- (4) 会計監査は、本会の会計の監査にあたる。
- (5) 顧問は、会長の要請により、本会の運営等に助言を行う。

(役員選任)

第9条 役員選任は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会員の総意に基づき選出する。選出の方法は別途定める。
- (2) 副会長は、会長の推薦に基づき、会員総会の議を経て選出する。
- (3) 理事は、支部会で選出された支部長及び支部代表、並びに日本観光学会誌編集委員長で、直近の理事会で承認を得て、会員総会の議を経て選出する。
- (4) 会計監査は、理事会の推薦に基づき、会員総会の議を経て選出する。

(5) 顧問は、必要に応じて、会長が委嘱する。ただし、委嘱後の会員総会において承認を得なければならない。

(役員任期)

第10条 役員任期は、次の通りとする。

- (1) 7条の役員任期は、1期2年とし、再任を妨げない。ただし、会長は、2期を超えて同一の役職に就任することはできない。
- (2) 7条の役員任期開始及び満了時期は、選出直後の4月1日からの2年間とする。

(会員総会の構成と開催)

第11条 正会員をもって会員総会の構成員とし、その役割と開催方法は、各号の通りとする。

- (1) 会員総会は、本会の最高かつ最終の決定機関である。
- (2) 正会員を以て会員総会を開催し、会員総会で議長を選出し、議事進行を行う。
- (3) 定例会員総会は年1回の開催とし、臨時会員総会の開催を妨げない。
- (4) 会員総会の招集は、会長がこれを行う。ただし正会員の5分の2以上から書面を以って招集の要請があった場合は、会長は、会員総会を開催しなければならない。

(会員総会の議決)

第12条 会員総会は、正会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)によって成立し、議事は、出席正会員の過半数(委任状を含む)の同意をもって決定される。ただし可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(会員総会の議事)

第13条 会員総会は、次の事項の審議、議決または報告を受ける。

- (1) 年次事業報告並びに会務の審議を要する事項
- (2) 年次会計報告並びに監査報告
- (3) 全国大会の開催に関する事項
- (4) 役員改選年度においては、役員を選出並びに委嘱に関する承認
- (5) その他、本会の運営に関する事項

(理事会)

第14条 会長、副会長及び理事をもって理事会を構成する。

- (1) 理事会は、本会の運営に必要な事項を審議し、必要に応じて決定することができる。ただし、次回の会員総会において承認をもとめなければならない。
- (2) 理事会は、会長が招集する。
- (3) 理事会の議長は、会長が務める。

- (4) 理事会の議決は、委任状を含めた出席者の過半数の賛成によってなされる。  
なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第4章 会 計

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金または補助金等によって支弁する。

(会 費)

第16条 会費(年額)は、正会員が8,000円、準会員が3,000円、賛助会員が1口30,000円とし、1口以上とする。

2 10月から3月の時期に入会申し込みの場合は、初年度のみ、会費(年額)は半額とする。ただし、準会員、賛助会員は除く

また、年齢70歳に達した会員には、申請により、会費(年額)半額が適用される。

3 名誉会員からは、会費を徴収しない。

4 理由なく2年間会費を滞納し、かつ会費請求に回答を拒否する会員は、会員の資格を失うことがある。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日で終わる。

## 第5章 付 則

(設立年月日)

第18条 本会の設立年月日は、1960(昭和35)年5月14日とする。

第19条 本規則の施行に必要な内規は、別に定める。

施行1960(昭和35)年5月14日

改正1962(昭和37)年2月11日

1963(昭和38)年6月8日

1970(昭和45)年6月5日

1974(昭和49)年6月7日

1976(昭和51)年5月23日

1996(平成8)年6月22日

1998(平成10)年10月25日

1999(平成11)年10月16日

2001(平成13)年6月23日

2009(平成21)年6月13日

2012（平成24）年11月10日

2014（平成26）年11月22日

2016（平成26）年8月1日

2018（平成30）年11月17日